

【宿泊及び現地研修会 実施要領】

第 28 回 全国農業担い手サミット in にいがた



新潟県下(上越・中越・下越・佐渡)

各地域 現地研修日帰りツアー

開催日 2026 年 11 月 18 日(水)

※11 月 17 日(火)前泊付き



旅行企画・実施

株式会社農協観光新潟エリアセンター

新潟県下（上越・中越・下越・佐渡） 各地域 現地研修日帰りツアー



第28回全国農業担い手サミットに合わせて、新潟県下全域で農業に関わる多様なテーマを特選した現地研修ツアーをご提供いたします。新潟県の意欲ある農業者・農業経営体の取組みを、この機会にぜひご覧ください。

旅行
実施日

2026年11月18日(水)

*11月17日(火)の前泊が付いています。

旅行
代金

上・中・下越地域コース
お一人様26,000円(税込)

佐渡地域コース
お一人様35,000円(税込)

*旅行代金には11月17日(火)の宿泊代金が含まれています。
各ホテル1名1室利用/1泊朝食付(宿泊ホテルは選べません)

■募集人員/各コース40名(最少催行人員 各コース30名)

■募集締切/8月7日(金)

■食事条件/各コースの内容をご確認下さい。

■添乗員/同行いたしません。コースにより現地係員のご案内いたします。

■利用バス会社/新潟中央観光バス・新潟交通観光バス・越後交通

■利用ホテル/※宿泊ホテルを選ぶことはできません。



《新潟駅前》万代シルバーホテル・ホテルサンルート新潟・新潟第一ホテル・新潟東映ホテル・ホテルグローバルビュー新潟・東横INN新潟駅前・ホテルオークラ新潟・アートホテル新潟駅前・ドーミーイン新潟・コンフォートホテル新潟駅前

《長岡駅前》ホテルニューオータニ長岡・長岡グランドホテル・長岡ターミナルホテル・ホテル法華クラブ新潟長岡・ルートイン長岡駅前・ホテルリブマックス新潟長岡駅前・ホテルグローバルビュー長岡

◇動きやすい服装・靴にてご参加ください。

◇詳しい旅行条件を説明した書面をお渡しいたしますので、事前にご確認のうえお申し込みください。

◇旅行代金には、個人的な費用を除き、行程に表示する集合から解散までの体験料・食事代を含みます。

◇ツアーの内容は天候や作物の状況等により、変更・中止となるほか、行程時間は交通事情等により、変更となる場合があります。

◇この旅行は国内旅行中のケガや事故などで、死亡・後遺障害、携行品や賠償責任・救済者費用等を補償する「うきうき(国内旅行傷害保険)」に加入しています。詳しくは農協観光へご照会下さい。



※後日改めて、集合・解散地(および時刻)をお知らせいたします。

■時間の目安 早朝 朝 午前 午後 夕刻 夜 深夜
4:00 6:00 8:00 12:00 16:00 18:00 23:00 4:00

旅行条件(要約)

※詳しい旅行条件を説明した書面をお渡ししますので、事前にご確認の上お申込み下さい。※お客様の状況によっては、当初の手配内容に含まれていない特別な配慮、措置が必要になる可能性があります。詳細は「旅行取引条件説明書面」の「3.お申込み条件」を確認のうえ、特別な配慮・措置が必要となる可能性がある方は、ご相談させていただきますので、必ずお申し出ください。

1.募集型企画旅行契約

(1)この旅行は(株)農協観光が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客さまは当社と募集型企画旅行契約を締結することになります。
(2)契約の内容・条件は、コースごとに記載されている条件のほか、別途お渡しする旅行条件書(全文)、出発前にお渡しする最終行程表及び当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。

2.お申込金(お一人さま)

旅行代金 1万円未満	3万円未満	6万円未満	10万円未満	15万円未満	15万円以上
お申込金 2,000円	6,000円	12,000円	20,000円	30,000円	旅行代金の20%

※旅行代金は旅行代金からお申込金を差し引いた残金を 4.取消料に記載の該当する取消料収受期間の前日まで、または当社が定める日までにお支払いください。

3.旅行条件の基準

本旅行条件は2026年6月1日を基準日として作成しております。

4.取消料

契約成立後、お客さまの都合により契約を解除される場合、または旅行代金が所定の期日までに支払いがなく当社が契約を解除した場合、旅行代金に対してお一人さまにつき次の料率で取消料または同額の違約料をいただきます。

旅行契約の解除期日	取消料
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	
1)21日目にあたる日以前の解除(日帰り旅行にあっては11日)	無料
2)20日目にあたる日以降の解除(日帰り旅行にあっては10日)(3)~(6)を除く	旅行代金の20%
3)7日目にあたる日以降の解除(4)~(6)を除く	旅行代金の30%
4)旅行開始日前日の解除	旅行代金の40%
5)旅行開始当日の解除(6)を除く	旅行代金の50%
6)旅行開始後の解除又は無連絡不参加	旅行代金の100%

5.個人情報の取扱について

個人情報の利用目的及び第三者提供については当社のプライバシーポリシー
<<https://ntour.jp/covenant/privacy.html>>をご確認ください。

旅行企画・実施

観光庁長官登録旅行業第939号
株式会社 農協観光 新潟エリアセンター
TEL 025 (232) 7778
〒950-1101 新潟県新潟市西区山田2310番地15
総合旅行業務取扱管理者 荻 耕一/堀川 洋樹

お申し込み・お問い合わせ先

株式会社JT Bビジネスストランスフォーム 東日本ビジネスサポート第1チーム
「第28回全国農業担い手サミットinにいがたサポートデスク」係
〒170-0013 東京都豊島区東池袋3-23-14ダイハツ・ニッセイ池袋ビル6階
TEL: 050-1740-3243 E-mail: ninaite2026@jbx.jtb.jp
受付時間: 平日10時00分~17時00分(土日祝日は休業)
東京都知事登録旅行業第3-7539号 総合旅行業務取扱管理者: 勝見 優一

下越地区 現地研修コース一覧

① 村上市コース

テーマ

GAPを実践する法人とスマート農業実証現場を学ぶ

行程概要

新潟駅南口
8:30発

(株)ひだまり農産
(視察)
9:50/10:30

新潟クボタ
アグリベース
(視察)
10:45/11:50

道の駅朝日
みどりの里
(昼食)
12:15/13:10

ブルボン
スケートパーク
村上
(視察)
13:35/14:00

新潟駅南口
15:20着

視察ポイント

- 地域農業を未来へ継承「ひだまり農産」
- スマート農業の発信基地「新潟クボタアグリベース」
- 地産地消を推進「道の駅朝日みどりの里」
- 村上市はスノーボード金メダリスト平野歩夢の故郷

新潟県村上市のひだまり農産はGAPの実践を通じて担い手を育成、地域農業の未来を担う農業法人で、地域の魅力発信にも貢献します。続いて、スマート農業の発信基地である新潟クボタアグリベースを訪れ、「岩船産コシヒカリ」などの地産地消を推進する道の駅朝日みどりの里で昼食を楽しみ、冬季五輪金メダリスト、平野歩夢選手ゆかりの練習施設を訪れます。



(株)ひだまり農産
(お米は「岩船産コシヒカリ」ブランド)

募集人員：40名（抽選）

最少催行人員：30名

旅行代金：お一人様 26,000円（税込）

② 新発田市・胎内市コース

テーマ

J A施設と作物別部会の運営を学び、地域文化に触れる

行程概要

新潟駅南口
8:40発

JA北新潟
新発田園芸センター
(視察)
9:30/10:20

JA北新潟
胎内園芸センター
(視察)
10:40/11:30

乙宝寺
(参拝)
11:45/12:15

ロイヤル胎内
パークホテル
(昼食)
12:40/13:40

新潟ふるさと村
(買物)
14:45/15:20

新潟駅南口
15:45着

視察ポイント

- 新発田園芸センターではJA北新潟いちご部会を視察します
- 胎内園芸センターではJA北新潟にんじん部会を視察します
- 乙宝寺（おぼうじ）には国重要文化財の三重塔
- 新潟のお土産や地酒が勢ぞろい「新潟ふるさと村」に立寄り

新発田園芸センターではJA北新潟いちご部会、胎内園芸センターではJA北新潟にんじん部会を視察し、地域農業の先進的な取り組みや生産現場を学びます。ロイヤル胎内パークホテルで昼食後、地酒や特産品など新潟の逸品が勢ぞろいする道の駅新潟ふるさと村に立寄ります。



JA北新潟新発田園芸センター
(いちごは「越後姫」ブランド)

募集人員：40名（抽選）

最少催行人員：30名

旅行代金：お一人様 26,000円（税込）

③ 新発田市・胎内市コース

テーマ

皇室献上の実績を持つ農業法人に学び、新潟の酒蔵を訪れる

行程概要

新潟駅南口
8:30発

(有)中条農産
(視察)
9:20/10:00

菊水酒造(株)
(見学)
10:30/11:30

JA北新潟
こったまーや
(視察)
11:35/12:10

北方文化博物館
(昼食)
12:50/14:20

新潟駅南口
15:00着

視察ポイント

- 中条農産が生産する特別栽培米は皇室に献上された実績を持ちます
- しぼったままの生原酒「菊水ふなぐち」を生産する菊水酒造の見学
- 売り場面積330㎡のJA北新潟こったまーやは、地域の食と農の拠点です
- 越後国屈指の大庄屋、伊藤家の旧大邸宅見学と昼食

皇室へ献上された実績を持つ中条農産の特別栽培米について学び、続いて、しぼりたての生原酒「菊水ふなぐち」で知られる菊水酒造の蔵を見学。地域の食と農の拠点であるJA北新潟こったまーやを訪れた後、越後屈指の大庄屋として栄えた伊藤家の旧邸宅で昼食を楽しみます。



(有)中条農産
(「皇室献上」の特別栽培米)

募集人員：40名（抽選）

最少催行人員：30名

旅行代金：お一人様 26,000円（税込）

④ 阿賀野市・新発田市コース

テーマ

農業法人の生産ノウハウと6次産業化の成功例を学ぶ

行程概要

新潟駅南口
8:40発

(有)安田興和農事
(視察)
9:30/10:30

ヤスダヨーグルト
(見学・買物)
10:40/11:20

(有)アシスト二十一
(視察)
11:50/12:30

五十嵐邸ガーデン
(昼食)
12:45/13:45

新潟駅南口
14:40着

視察ポイント

- こだわりのお米と完熟いちご、安田興和農事を視察
- 飲むヨーグルトの一大ブランド「ヤスダヨーグルト」を訪問
- アシスト二十一では、日本海側の積雪地での乾田直播を実践
- 豪農の大邸宅をリノベーションした五十嵐邸ガーデンで昼食

強いこだわりを持って農作物を生産する安田興和農事を視察し、その魅力に触れ、続いて、飲むヨーグルトで全国的に知られるヤスダヨーグルトを訪問。アシスト二十一では乾田直播のノウハウを学び、昼食は豪農の大邸宅をリノベーションした五十嵐邸ガーデンで楽しみます。



ヤスダヨーグルト
(地域の酪農とともに食文化を創造)

募集人員：40名（抽選）

最少催行人員：30名

旅行代金：お一人様 26,000円（税込）

⑤ 田上町・北区コース

テーマ

新潟における最新の米流通を学び日本農業賞大賞受賞の法人を訪れる

行程概要

新潟駅南口
8:20発

新潟米広域集出荷施設
(視察)
9:10/9:50

(農)濁川生産組合
(視察)
10:40/11:20

新井郷川
排水機場
(視察)
11:30/12:00

水の駅
「ビュー福島湯」
(昼食)
12:25/13:40

新潟駅南口
14:30着

視察ポイント

- 新潟米広域集出荷施設はフレコン出荷ニーズに対応
- 地域ブランド「にがりかわとマト」を生産する濁川生産組合
- 洪水被害から標高0mの耕地を守る新井郷川排水機場
- 「ビュー福島湯」では、地域食材を使った「湯料理」の昼食

新潟米広域集出荷施設では、フレコン出荷に対応した効率的な米流通の仕組みを学びます。続いて、地域ブランド「にがりかわとマト」を生産する濁川生産組合を視察、標高0m地帯の農地を洪水被害から守る新井郷川排水機場の役割を見学し、昼食はビュー福島湯で地域食材を活かした名物「湯料理」を味わいます。



(農)濁川生産組合
(令和7年度第55回日本農業賞【個別経営の部】において大賞受賞)

募集人員：40名（抽選）

最少催行人員：30名

旅行代金：お一人様 26,000円（税込）

下越地区 現地研修コース一覧

⑥ 西蒲区コース

テーマ

蒲原平野干拓の歴史・ICT技術を活用した最先端技術を学ぶ

行程概要



視察ポイント

- 西蒲原土地改良区の歴史と水管理システムの取組を学ぶ
- そら野テラスは「マルシェ」をはじめ、「農園のカフェ厨房 TONERICO」、「そら野デリカ」、「そら野農園」、などで構成される「農園」であり、複合施設
- エンカレッジファーマーミングはオランダの施設、技術を新潟県内で初導入した先進的農業経営
- カーブドッチワイナリーは日本海にほど近いワイナリーでの農業と「宿泊」「レストラン」「温泉」「ショップ」の複合的経営



エンカレッジファーマーミング（株）〈トマト栽培施設〉

募集人員：40名（抽選）

最少催行人員：30名

旅行代金：お一人様 26,000円（税込）

⑦ 秋葉区・五泉市コース

テーマ

国内最大のアザレア産地・柿（平核無柿）のふるさとで学ぶ

行程概要



視察ポイント

- 花夢里にいつはガラス温室・野外売場には鉢花・花木を中心に、常時2千種類、約4万株が並ぶ花の直売施設
- 新津柿団地はブランド柿である「おけさ柿」を生産する大規模栽培団地。大玉で高品質な果実を安定生産するため、生育支援のための営農環境が整備
- ファームみなみの郷は自社ブランドのコシヒカリ「南郷米」や会員農家が育てた様々な野菜を販売
- 新潟のお土産や地酒が勢ぞろい「新潟ふるさと村」にて昼食



JA新潟かがやき 花夢里にいつ

募集人員：40名（抽選）

最少催行人員：30名

旅行代金：お一人様 26,000円（税込）

⑧ 西蒲区・弥彦コース

テーマ

越後一宮の郷で県内屈指の柿産地・枝豆産地を学ぶ

行程概要



視察ポイント

- GAP認証取得農場として米、くろさき茶豆等を生産販売するサンクスファーム黒鳥へ視察
- ブランド「越王(こしわ)おけさ柿」の選果施設と直売所を見学
- 県内随一のパワースポット越後一宮弥彦神社を参拝
- 新潟が全国に誇る自慢の味覚や特産品、伝統工芸品等を一同に取り揃える「ふるさと村」にて昼食



果樹産地の取組みと伝統文化を体験し、地域の魅力を満喫できるコースです。



(株)サンクスファーム黒鳥（枝豆栽培ほ場）

募集人員：40名（抽選）

最少催行人員：30名

旅行代金：お一人様 26,000円（税込）

⑨ 江南区コース

テーマ

亀田郷干拓と豪農の歴史を巡る

行程概要



視察ポイント

- 地域の米農家が8軒集まって設立した法人へ視察
- 亀田郷干拓の歴史と地域文化に触れる
- 越後屈指の大地主、伊藤家七代の歴史と、新潟の地方文化を伝える豪農の館
- 安心・安全な農産物や加工品、花などを取り揃えた直売所にてお買物



米づくりの現場と歴史・文化を、直売所で一度に体験できるコースです。



(農)木津みずほ生産組合（水田）

募集人員：40名（抽選）

最少催行人員：30名

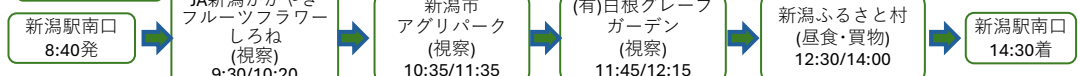
旅行代金：お一人様 26,000円（税込）

⑩ 南区コース

テーマ

フルーツランドしろねで観光農園と・農業体験施設を巡る

行程概要



視察ポイント

- 県の特産西洋なし(ルレクチェ)の集出荷場を見学
- 子どもたちが農業を学ぶ日本初の公立の教育ファームを見学
- 季節の果樹を満喫できる新潟県内有数の観光果樹園を見学
- 新潟が全国に誇る自慢の味覚や特産品、伝統工芸品等を一同に取り揃える「ふるさと村」にて昼食



花き・ぶどう・農業体験と新潟を感じて、新潟の農業の素晴らしさを学ぶコースです。



JA新潟かがやきフルーツフラワーしろね（果樹選果施設）

募集人員：40名（抽選）

最少催行人員：30名

旅行代金：お一人様 26,000円（税込）

中越地区 現地研修コース一覽

① 三条市・長岡市コース

テーマ ものづくりのまちで農業や食を学ぶ

行程概要



視察ポイント

- 稼働率の高い米・大豆の乾燥調製施設を見学
- ジェラートなどオリジナル加工品が人気の直売所「たいだいまーと」
- 燕三条ものづくり現場を見学「諏訪田製作所」
- 長岡の海の玄関口寺泊で新鮮な海の幸を味わう昼食

ものづくりのまち燕三条と果物を中心とした作物栽培で有名な中越地区を見学。また、中越地区の新鮮な海の幸も食して買い物もできる充実したコースです。



JAえちご中越直売所

募集人員：40名（抽選）

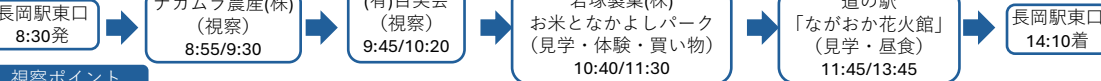
最少催行人員：30名

旅行代金：お一人様 26,000円（税込）

② 長岡市・川西コース

テーマ 米産業の集積地で地域の食文化を学ぶ

行程概要



視察ポイント

- 地域特産の枝豆「越一寸」のブランド化を実現
- JGAP認証農場「百笑会」は急速な規模拡大と働き方を両立
- 米菓（せんべい・あられ）の体験型直売施設「お米となかよしパーク」
- 長岡花火の歴史・文化を感じ道の駅で見学と昼食

米作りと地域資源を活かした取り組みを学び、日本三大花火の長岡花火を紹介する道の駅を見学して昼食を取るコース



ナカムラ農産(株)

募集人員：40名（抽選）

最少催行人員：30名

旅行代金：お一人様 26,000円（税込）

③ 長岡市・川東コース

テーマ 産業のまちで先端技術と震災復興を学ぶ

行程概要



視察ポイント

- 温暖化に対応した最先端の農業研究を見学「農業総合研究所」
- 地域農業と水・環境を守る「久保田」ブランドを擁する「朝日酒造」
- アクアポニクスプラントを活用した農業と水産業の融合「プラントフォーム」
- 中越地震からの復興の取組と地域の食文化を体験「おらたる」

最先端の農業技術や地元の酒造り、復興の取組など多彩な学びを通して、地域の未来と食文化を体験できるコースです。



(株)プラントフォーム

募集人員：40名（抽選）

最少催行人員：30名

旅行代金：お一人様 26,000円（税込）

④ 柏崎市・小千谷市コース

テーマ 先進農業と日本文学・文化に振れる

行程概要



- スマート農業で中山間地域の農業を守る「山波農場」
- 焼却施設の排熱を利用してバナナを栽培する「シモダ産業」
- 日本文学と日本文化を世界に発信「ドナルド・キーンセンター柏崎」
- 新潟名物へぎそばを味わう昼食

農業・産業・歴史文化を幅広く学び、中越地域の奥深い魅力に触れられるコースです。



シモダ産業(株)

募集人員：40名（抽選）

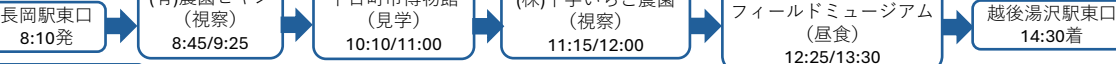
最少催行人員：30名

旅行代金：お一人様 26,000円（税込）

⑤ 小千谷市・十日町市コース

テーマ 中山間地域農業と歴史・文化・芸術を学ぶ

行程概要



視察ポイント

- 魚沼米やスイカ・メロン・サツマイモ、こだわスイーツ製造「農園ビギン」
- 国宝「火焼型土器」と縄文の歴史・文化に触れる「十日町市博物館」
- 魚沼産コシヒカリや温泉熱を利用していちごを作る農業法人「千手」
- 大地の芸術祭アートを楽しみながら昼食

豊かな自然・文化・農業が調和する地域資源、中魚沼エリアの魅力を体感できるコースです。



(株)千手

募集人員：40名（抽選）

最少催行人員：30名

旅行代金：お一人様 26,000円（税込）

⑥ 魚沼市・南魚沼市コース

テーマ 魚沼米のふるさとで花卉園芸や地域資源の活用を学ぶ

行程概要



視察ポイント

- 米どころ魚沼は国内有数のユリ切り花産地「JA魚沼ユリ選花場」
- 地域農業と連携したワイナリーを体感「アグリコア越後ワイナリー」
- 経営改善部門にて農林水産大臣賞を受賞、八色スイカや八色しいたけを生産「小澤農場」
- 地域食材を味わう昼食を体験

米づくり・花・食を通じながら地域の魅力をバランスよく体験できるコースです。



(有)小澤農場の八色しいたけ

募集人員：40名（抽選）

最少催行人員：30名

旅行代金：お一人様 26,000円（税込）

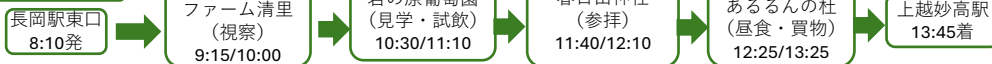
上越地区 現地研修コース一覧

① 上越市①コース

テーマ

中山間地域の資源を活用した、農業経営と地域活性化を学ぶ

行程概要



視察ポイント

- 中山間地域の大規模農業経営を学ぶ
- マスカット・ベリーAを育成、日本ワインの礎を築いたワイナリーで学ぶ
- 上杉謙信ゆかりの神社で歴史に触れる
- 新鮮な海産物の品定と、地元で採れた新鮮野菜のお買い物

雪国ならではの特色ある地域資源を活用した、地域振興の取り組みを学べるコースです。



水稻ほ場 (有)グリーンファーム清里

募集人員：40名（抽選）

最少催行人員：30名

旅行代金：お一人様 26,000円（税込）

② 上越市②コース

テーマ

スマート農業と、GLOBAL、G.A.P.の現場を学ぶ

行程概要



視察ポイント

- マスカット・ベリーAを育成、日本ワインの礎を築いたワイナリーで学ぶ
- 大規模な圃場整備と、スマート農業の取組を学ぶ
- 安全・安心な農産物づくりに取り組むGAP認証取得農場で学ぶ
- 新鮮な海産物の昼食と、地元で採れた新鮮野菜のお買物

地域農業を支える先進的な農業法人・生産組合の取組を学べるコースです。



水稻ほ場（スマート農業）
（農）高野生産組合

募集人員：40名（抽選）

最少催行人員：30名

旅行代金：お一人様 26,000円（税込）

③ 妙高市コース

テーマ

妙高の自然と、高品質な農産物の生産現場を学ぶ

行程概要



視察ポイント

- 妙高戸隠連山国立公園の自然環境や生態系を学ぶ
- 妙高山の雪解け水と、清んだ空気で栽培する高品質ハーブの生産現場を見学
- 地元特産品・グルメが充実した道の駅での昼食・お買物
- 妙高山麓に広がる扇状地で大規模な稲作経営を実践

妙高の豊かな自然と、その恵みを活かした地域農業を支える生産者の取組を学べるコースです。



水稻ほ場
(株)米ファーム斐太

募集人員：40名（抽選）

最少催行人員：30名

旅行代金：お一人様 26,000円（税込）

④ 糸魚川市コース

テーマ

地球の歴史と、地域資源を活かした特産づくりを学ぶ

行程概要



視察ポイント

- 地球の歴史と日本列島の成り立ちを学ぶ
- 地域資源を活かしたワサビ生産などの取組を学ぶ
- 新鮮な海産物の昼食とお買物
- 6次産業化に取り組む能生地域の農業振興を担う生産法人で学ぶ

糸魚川の豊かな自然に育まれた農水産物の生産現場と、6次産業化への取り組みを学べるコースです。



ワサビのハウス栽培
(有)SKフロンティア

募集人員：40名（抽選）

最少催行人員：30名

旅行代金：お一人様 26,000円（税込）

佐渡地区 現地研修コース一覧

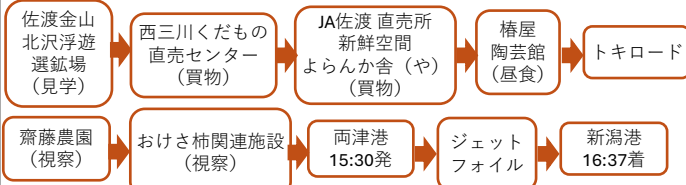
※17日交流会参加後、佐渡島へ移動、宿泊となります。

⑤ 佐渡コース①

【前日：11/17（火）】



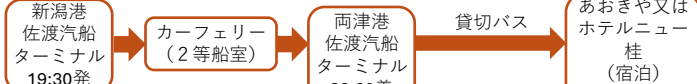
【当日：11/18（水）】



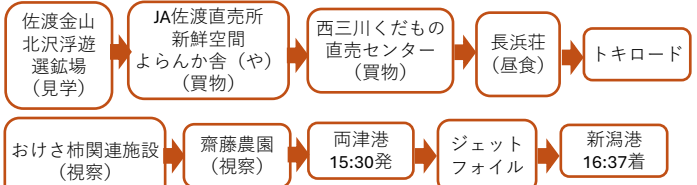
募集人員：40名（抽選） 最少催行人員：30名
旅行代金：お一人様 35,000円（税込）

⑤ 佐渡コース②

【前日：11/17（火）】



【当日：11/18（水）】



募集人員：40名（抽選） 最少催行人員：30名
旅行代金：お一人様 35,000円（税込）

【視察ポイント（共通）】

- 日本の縮図ともいわれる佐渡の多様な自然に触れる
- 佐渡の地域発展に大きく寄与した世界文化遺産を学ぶ
- トキとの共生などの環境に配慮した農業の取組を学ぶ

世界農業遺産と世界文化遺産を生み出した島の風土を学ぶコースです。世界農業遺産の象徴ともいえる「トキ」に遭遇できるかもしれません。



※佐渡金山は工事の日程により、一部の坑道見学又は見学中止の場合がございます。

※行程・時間は目安です。交通事情等により変更となる場合がございます。

国内募集型企画旅行取引条件説明書面

この書面は、旅行契約が成立した場合は、旅行業法第12条の5により交付する契約書面の一部になります。
(旅行業法第12条の4による旅行取引条件説明書面) (旅行業法第12条の5による契約書面

1. 募集型企画旅行契約

- (1) この旅行は、樹島観光新潟エリアセンター（新潟県新潟市西区山田2310-15 観光庁長官登録旅行業第939号、以下「当社」といいます。）が企画する旅行であり、この旅行に参加されるお客さまは当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）を締結することになります。
- (2) 当社はお客さまが当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供を受けることができるように手配し、旅程を管理することを引き受けます。当社は、自ら旅行サービスの提供をするものではありません。
- (3) 契約の内容・条件は、コースごとに記載されている条件のほか、本旅行条件書面、別途出発前にお渡しする確定書面および当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）によります。

2. お申込み

- (1) 当社または当社の代理店、あるいは受託営業所（以下「当社ら」といいます。）にご来店いただきお申込みの場合、所定の申込書の事項を記入し、申込金を添えてご提出いただけます。申込金は、「旅行代金」「取消料」「違約料」のそれぞれ一部または全部として取扱います。
- (2) 当社らは電話、郵便、ファクシミリ等の通信手段（以下「電話等」といいます。）にてお申込みの場合、当社が予約を承諾した日の翌日から起算して3日以内に申込書の提出と申込金のお支払いを申し受けず。
- (3) 当社らの指定する金融機関の口座への申込金の振込があった場合には、当社の領収証は金融機関の発行する振込金受領書をもって代えさせていただきます。
- (4) お申込みの時点で未成年者の方は、親権者の同意書が必要となります。満15歳未満のお客さまは、特に定めのない限り保護者の方の同意を条件とさせていただきます。

3. お申込み条件

- (1) ご参加にあたって特別の条件を定めた旅行について、参加者の性別、年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、申込をお断りすることがあります。
- (2) ご高齢の方、健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障がいのある方、食物アレルギー・動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）をお連れの方その他特別の配慮を必要とする方は、お申込みの際に、参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出ください（旅行契約成立後にこれらの状態になった場合も直ちに申し出ください）。あらためて当社からご案内申し上げますので旅行中に必要となる措置の内容を具体的に申し出ください。
- (3) 前号のお申し出を受けた場合、当社は、可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。これに際して、お客様が状況及び必要とされる措置についてお伺いし、又は書面でそれらを申し出ていただくことがあります。
- (4) 当社は、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者又は同伴者の同行、医師の診断書の提出、コースの一部について内容を変更すること等を条件とすることがあります。また、お客様からお申し出いただいた措置を手配することができない場合は旅行契約の申込をお断りし、又は旅行契約を解除させていただくことがあります。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は原則としてお客様の負担とします。

4. 契約締結の拒否

- 当社は、次に掲げる場合において、募集型企画旅行契約の締結に応じないことがあります（解除することがあります）。
- (1) 通信契約を締結しようとする場合であって、お客さまが所持のクレジットカードが無効である等、旅行代金に係る債務の一部または全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できないとき。
 - (2) お客さまが他の旅行者に迷惑を及ぼし、または団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあるとき。
 - (3) お客様が暴行、暴力団構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業または総会屋その他の反社会的勢力であると認められるとき。
 - (4) お客様が当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為またはこれらに準ずる行為を行ったとき。
 - (5) お客様が風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
 - (6) その他当社の業務上都合があるとき。

5. 契約の成立時期

- (1) 旅行契約は、当社が契約の締結を承認し、申込金を受領した時に成立いたします。
- (2) 旅行契約は郵便またはファクシミリでお申込みの場合は、申込書の提出と申込金のお支払い後、当社らがお客さまとの旅行契約の承諾をしたとき、また、電話によるお申込みの場合は、本項(2)により申込書と申込金を当社らが受領したときに成立いたします。
- (3) 申込金（お一人さま）

旅行代金	申込金（お一人さま）
旅行代金が 1万円未満	2,000円以上旅行代金まで
旅行代金が 3万円未満	6,000円以上旅行代金まで
旅行代金が 6万円未満	12,000円以上旅行代金まで
旅行代金が 10万円未満	20,000円以上旅行代金まで
旅行代金が 15万円未満	30,000円以上旅行代金まで
旅行代金が 15万円以上	旅行代金の20%

※但し、特定期間、特定コースにつきましては、パンフレット・ホームページまたは別途お渡しする書面に表示します。

- (4) 当社の提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます）のカード会員（以下「会員」といいます。）より、「会員の署名なくして旅行代金や取消料等の支払いを受ける」こと（以下「通信契約」といいます。）を条件に旅行のお申込みを受けた場合には、当社が契約の締結を承諾する旨の通知が会員に到達したときに成立します。また、お申込み時には「会員番号」、「カードの有効期限」等々を通知していただきます。
- (5) 「カード利用日」とは、旅行代金等の支払いまたは払戻債務を履行すべき日をいいます。旅行代金のカード利用日を「契約の成立日」とします。（ただし、成立日が旅行開始前日から22日目に当たる日より前の場合は「22日目（休業日にあたる場合は翌営業日）」とします。取消料のカード利用日は契約解除依頼（解約の申し出が旅行代金のカード利用日以降の場合は、お申し出翌日から7日利用日として払い戻します。）となります。
- (6) 与信等の理由により会員のお申し出のクレジットカードでお支払いができない場合、当社は通信契約を解除し、第15項の取消料と同額の違約料を申し受けず。ただし、当社が別途指定する日までに現金などにより旅行代金のお支払いをいただいた場合はこの限りではありません。
- (7) 受託旅行者により当該取扱ができない場合があります。

6. ウェイティングの取扱いについての特約

- 当社は、お申込みいただいた旅行が、その時点で満席その他の理由で旅行契約を締結できない場合であって、お客様が特に希望する場合は、以下により、お客様と特約を結んで、当社がお客様と旅行契約を締結することができる状態になった時点で旅行契約を成立させる取扱い（以下「ウェイティングの取扱い」といいます。）をすることがあります。
- (1) お客様がウェイティングの取扱いを希望する場合は、当社は、お客様が当社からの回答をお待ちいただける期間（以下「ウェイティング期間」といいます。）を確認のうえ、申込書と申込金相当額をご提出いただきます。この時点では旅行契約は成立しておらず、また、当社は、将来に旅行契約が成立することをお約束するものではありません。
 - (2) 当社は、前(1)の申込金相当額を「預り金」として保管し、お客様と旅行契約の締結が可能となった時点でお客様に行契約の締結を承諾した旨を通知するとともに預り金を申込金に充当します。
 - (3) 旅行契約は当社が前(2)により、旅行契約の締結を承諾した旨の通知がお客様に到達した時に成立するものとします。
 - (4) 当社は、ウェイティング期間内に旅行契約の締結を承諾できなかった場合は、預り金の全額をお客様に払い戻します。
 - (5) 当社は、ウェイティング期間内で当社が旅行契約の締結を承諾する旨を回答する前にお客様からウェイティングの取扱いを解除する旨の申出があった場合は、預り金の全額をお客様に払い戻します。この場合、お客様からのウェイティングの取扱いを解除する旨の申出が取消料対象期間にあったときは、当社は取消料をいただきます。

7. 確定書面

- (1) 当社らは旅行契約成立後速やかにお客様に、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡しします。契約書面は募集広告、パンフレット又はホームページ、本取引条件説明書面等により構成されます。
- (2) 本項(1)の契約書を補完する書面として、当社らはお客様に、集合時刻・場所、利用運送機関、宿泊機関等に関する確情を記載した確定書面（最終日程表）を遅くとも旅行開始日の前日までににお渡しします。（原則として旅行開始日の2週間前〜7日前にはお渡しするよう努力しますが、年末年始やゴールデンウィーク等の特定時期出発のコースの一部で

は旅行開始日の間際にお渡しすることがあります。この場合でも旅行開始日の前日までににお渡しします。）ただし、お申込みが旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日以降の場合、旅行開始日当日にお渡しすることがあります。

- (3) 確定書面を交付した場合には、当社が手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、当該確定書面に記載するところに特定されます。

8. 旅行代金とその支払い時期

- (1) 子供代金は旅行開始時に満2歳以上12歳未満のお子さまに適用します。
- (2) 1人部屋追加代金は大人、子供一律、1名さまの代金です。
- (3) お客さまは、旅行代金から申込金を差し引いた残金を、15項の「取消料」に記載する取消料收受期間の前日まで、または当社が定める日までにお支払いください。
- (4) 通信契約を締結したときは、当社は、提携会社のカードにより所定の伝票へのお客さまの署名なくして契約書面に記載する金額の旅行代金の支払いを受けず。また、カード利用日は旅行契約成立日とします。

9. 追加代金

追加代金とは、①航空会社の選択、②航空便の選択、③航空機の等級の選択、④宿泊ホテル指定の選択、⑤1人部屋追加代金、⑥延泊による宿泊代金、⑦平日・休前日の選択⑧出発・帰着曜日の選択等により追加する代金の他、募集広告内で「〇〇追加代金」と表示したものをいいます。

10. 基準旅行代金

申込金、取消料、変更補償金の計算の基準となる旅行代金は、追加旅行代金を含めた代金をいいます。

11. 旅行代金に含まれるもの

旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金（注釈のないかぎり普通席）（この運賃・料金には、運送機関の課す付加運賃・料金（原価の水準の異常な変動に対応するため、一定の期間および一定の条件下に限りあらゆる旅行者に一律に課されるもの）に限ります。以下同様とします。）を含みません。）、宿泊費、食料、消費税等の諸税および特に明示したその他の諸費用（宿泊税の対象となる場合の宿泊税を含む）、添乗員同行コースの同行費用等。上記費用はお客さまご都合により、一部利用されなくても払い戻しはいたしません。

12. 旅行代金に含まれないもの

旅行日程に含まれない交通費等の諸費用、旅行中の個人的性質の諸費用（お客さまご自身の電報電話料、インターネット通信料、ホテルでの小物代、追加飲食料、運送機関の定める有料手荷物料、心付け等）、運送機関の課す付加運賃・料金、オプションプラン（別途料金）の代金等、ご自宅から集合・解散地点までの交通費・宿泊費、日本国内の空港施設使用料、旅行日程中の空港税等。（ただし、空港施設使用料、空港税等を含んでいることを明示したコースを除きます。）

燃油サーチャージ	区分	付加運賃・料金金額
	—	円
	—	円
空港使用料	該当空港	使用料
	空港	円
	空港	円

※上記表に記載が無い場合は、パンフレット・ホームページ又は別途お渡しする書面でご確認ください。

13. 添乗員

- (1) 添乗員同行と記載されたコースを除き、添乗員は同行しません。添乗員の同行が無い場合には、お客さまが旅行に必要なクーポン類をお渡ししますので、旅行サービスの提供を受けるための手続きはお客さま自身で行っていただきます。なお、現地における当社の連絡先は、確定書面等に明示します。また天候等不可抗力によって契約内容の変更が生じた場合における代替サービスの手配や手続きは、お客さま自身で行っていただきます。
- (2) 添乗員同行と記載されたコースには添乗員が同行し、原則として契約書面に定められた行程を安全かつ円滑に実施するために必要な業務を行います。

14. 旅行契約内容・代金の変更

- (1) 当社は天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与できない事由が生じた場合、契約内容を変更することがあります。またその変更に伴い旅行代金を変更することがあります。
- (2) 著しい経済情勢の変動により通常予想される程度を大幅に越えて利用する運送機関の運賃・料金の改定があった場合は旅行代金を変更することがあります。増額の場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお知らせします。
- (3) 奇数人数でお申込みの場合に一人部屋を利用するお客さまから一人部屋追加代金を申し受けたとした旅行にあって、複数で申込んだお客さまの一方が契約を解除したために他のお客さまが一人部屋となったときは、契約を解除したお客さまから取消料を申し受けるほか、一人部屋を利用するお客さまから一人部屋追加代金を申し受けず。

15. 取消料

契約成立後、お客さまご都合により契約を解除される場合、または旅行代金が所定の期日までにお支払いがなく当社が契約を解除した場合、旅行代金に対してお一人さまにつき次の料率で取消料または同額の違約料をいただきます。なお、複数人数のご参加で、一部のお客さまが契約を解除される場合は、契約を解除されたお客さまから下記の取消料をいただくほか、ご参加のお客さまから運送・宿泊機関等の（1台・1室あたりの）ご利用人数の変更に対する差額代金をそれぞれ申し受ける場合があります。

<取消料>

区分		取消料（お一人さま）
(1) 次項以外の募集型企画旅行契約		
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	① 21日前までに解除の場合	無料
	② 20日前（日帰り旅行にあっては10日目）にあたる日以降に解除する場合（③〜⑥に掲げる場合は除く）	旅行代金の 20%
	③ 7日目にあたる日以降に解除する場合（④〜⑥に掲げる場合を除く）	旅行代金の 30%
④ 旅行開始日の前日に解除する場合		旅行代金の 40%
⑤ 旅行開始日当日に解除する場合（⑥に掲げる場合を除く）		旅行代金の 50%
⑥ 旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合		旅行代金の 100%
(2) 貸切船舶を利用する募集型企画旅行契約		当該船舶に係る取消料の規定によります。
備考		
(1) 上記表の(2)については、パンフレット・ホームページ、または別途お渡しする書面に明示します。		
(2) 本表の適用に当たって「旅行開始後」とは、別紙特別補償規程第2条第3項に規定する「サービスの提供を受けることを開始した時」以降をいいます。		

※出発日・コース等の変更、また、当社の責任とならないローン等の事由によるお取消しの場合も上記取消料対象となります。

※取消料の対象となる旅行代金とは表記の旅行代金に「9. 追加代金」を加えた合計額です。

※オプションプランおよび宿泊等各種追加料金も上記料率による取消料が利用日を基準として別途適用されます。ただし旅行開始後の取消料は100%となります。

16. 取消料のかからない場合

（お客さまによる旅行契約の解除）

下記の場合は取消料をいただきます。（一部例外）

- ① 旅行契約内容に以下に例示するような重要な変更が行われたとき。
 - a. 旅行開始日または終了の変更
 - b. 入場する観光地、観光施設、その他の旅行の目的地的変更
 - c. 運送機関の種類または会社名の変更
 - d. 運送機関の「設備および等級」のより低いものへの変更
 - e. 本邦内の旅行開始地となる空港または旅行終了地となる空港の異なる便への変更
 - f. 宿泊機関の種類または名称の変更
 - g. 宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更

- ②旅行代金が増額された場合。
- ③当社が確定書面を7項(2)に示す日までに交付しない場合。
- ④当社の責に帰すべき事由により、当初の旅行日程通りの実施が不可能となったとき。

17. 当社による旅行契約の解除

- 次の場合当社は旅行契約を解除することがあります。(一部例示)
- ・旅行代金を期日までにお支払いいただけないとき。
 - ・申込条件の不適合。
 - ・病気、団体行動への支障その他により旅行の円滑な実施が不可能となったとき。
 - ・4項(2)～(5)に該当した場合

18. 当社の責任と免責

当社は当社または手配代行者がお客さまに損害を与えたときは損害を賠償いたします。お荷物に關係する賠償限度額は1人15万円(ただし、当社に故意または重大な過失がある場合はこの限りではありません)。また次のような場合は原則として責任を負いません。お客さまが天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他当社または手配代行者の関与を得ない事由により損害を被ったとき。

19. 特別補償

当社はお客さまが当旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体または手荷物に被った一定の損害について、旅行業約款特別補償規程により、死亡補償金として1,500万円、入院見舞金として入院日数により2万円～20万円、通院見舞金として通院日数により1万円～5万円、携行品にかかる損害補償金(15万円を限度。ただし、一個または一對についての補償限度は10万円)を支払います。ただし、旅行日程において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われないう旨が明示された日については、当該日にお客さまが被った損害について補償金が支払われないう旨を明示した場合に限り、「当旅行参加中」とはいたしません。

20. 旅程保証

旅行日程に下表に掲げる変更が行われた場合は、旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)の規定によりその変更の内容に応じて旅行代金に下表に定める率を乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、一旅行契約について支払われる変更補償金の額は、旅行代金の15%を限度とします。また、一旅行契約についての変更補償金の額が1,000円未満の場合は、変更補償金は支払いません。変更補償金の算定基礎となる旅行代金とは、表記の旅行代金に「9.追加代金」を加えた合計額です。

なお、当社はお客様のご同意を得て金銭による変更補償金の支払いに替え、これと相応の物品サービスの提供をもって補償を行うことがあります。

変更補償金の支払いが必要となる変更	一件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1. 契約書面に記載した旅行開始日または旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
2. 契約書面に記載した入場する観光地または観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行の目的地の変更	1.0%	2.0%
3. 契約書面に記載した運送機関の等級または設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級および設備のより低い料金の合計額が契約書面に記載した等級および設備のそれを下回った場合に限りします。)	1.0%	2.0%
4. 契約書面に記載した運送機関の種類または会社名の変更	1.0%	2.0%
5. 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港または旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0%	2.0%
6. 契約書面に記載した宿泊機関の種類または名称の変更(当社が「宿泊機関」の等級を定めている場合であって、変更後の宿泊機関の等級が契約書面に記載した宿泊機関の等級を上回った場合を除きます。)	1.0%	2.0%
7. 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0%	2.0%
8. 前各に掲げる変更のうち契約書面のツアータイトル中に記載があった事項の変更	2.5%	5.0%

注1 「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までに旅行者に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降に旅行者に通知した場合をいいます。

注2 確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき1件として取り扱います。

注3 第3号又は第4号に掲げる変更に係る運送機関が「宿泊設備の利用を伴うものである場合は、1泊につき1件として取り扱います。

注4 第4号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。

注5 第7号の宿泊機関の等級は、旅行契約締結の時点で契約書面に記載しているリスト又は当社のウェブページで閲覧に供しているリストによります。

注6 第4号又は第6号若しくは第7号に掲げる変更が1乗車船等又は1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車船等又は1泊につき1件として取り扱います。

注7 第8号に掲げる変更については、第1号から第7号までの率を適用せず、第8号によります。

21. お客さまの責任

お客さまの故意または過失により当社が損害を被ったときは、当該お客さまは損害を賠償しなければなりません。お客さまは当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他企画旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。お客さまは、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスにおいて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者または旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

22. お客さまの交替

- (1)お客さまは当社の承諾を得て、契約上の地位を別の方に譲り渡すことができます。ただし、この場合、当社所定のお申込書を記入の上、交替に要する所定の金額の手数料とともに提出いただきます。
- (2)前項の契約上の地位の譲渡は、当社の承諾があったときに効力を生じます。以降旅行契約上の地位を譲り受けた方が、この旅行契約に関する一切の権利および義務を継承することとなります。なお当社は交替をお断りすることがあります。

23. お買い物案内について

お客さまの便宜をはかるため、観光中・送迎中にお土産店にご案内することがあります。当社では、お店の選定には、万全を期しておりますが、購入の際には、お客さまご自身の責任でご購入ください。当社では、商品の交換や返品等のお手伝いはいたしかねますのでトラブルが生じないように商品の確認およびレシートの受け取りなどを必ず行ってください。

24. 事故等のお申出について

旅行中に、事故などが生じた場合は、ただちに最終日程表でお知らせする「緊急連絡先」にご通知ください。(もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。)

25. 個人情報の取扱いについて

当社および「お問い合わせ・お申込み」欄記載の当社の旅行者代理業者または受託旅行業者(以下「販売店」といいます。)、は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、下記の内容にて利用させていただきます。なお、お申込みの項目は、旅行手配業務をおこなうために必須となる項目ですので、該当内容をすべてご記入いただけますよう、お願いいたします。

当社は、旅行中に傷害があった場合に備え、お客さまの旅行中の国内連絡先の方の個人情報をお伺いしています。この個人情報とは、お客さまに傷害があった場合で国内連絡先の方へ連絡の必要があると当社が認めた場合に使用させていただきます。お客さまは、国内連絡先の方々の個人情報を当社に提供することについて国内連絡先の方の同意を得るものとします。

- (1)個人情報管理についての責任者
個人情報管理統括責任者 専務取締役
- (2)個人情報の提供

当社は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客さまとの間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続(以下「手配等」といいます。))に必要な範囲内、当社の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続上必要な範囲内、お申込みいただいた旅行先での視察研修・会議の予約・手配または便宜のため、並びに旅行先の土産品店でのお客様の買い物の便宜のために必要な範囲内で、それら運送・宿泊機関等、保険会社、手配代行者、土産品店等に対し、お客さまの個人情報(お名前・性別・年齢・住所等)を電子的方法等により提供いたします。お申込みいただく際には、これら個人データの提供についてお客さまに同意いただくものとします。このほか、当社では、当社グループ会社または提携会社の旅行商品やサービス、キャンペーン、イベント等をご案内するため、お客さまの個人情報(お名前・住所・電話番号等)を利用させていただくことがあります。

当社は、お客さまが旅行代金等のお支払いにクレジットでの決済をご希望される場合は、お客さまの代金決済処理のため、お客さまのクレジットカード情報(カード名義・番号・有効期限等)をクレジットカード会社へ提供します。

(3)個人情報の委託について

お客さまの個人情報を外部に委託する場合は、当社委託先選定基準を満たし、当社と個人情報保護に関する契約を取り交わした委託先業者に限定いたします。

(4)開示等の請求および問合せ窓口

お客さまの個人情報の利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者提供の停止についてのお問合せは、旅行申込先店舗または本社個人情報相談窓口までお問合せください。

【個人情報相談窓口】
株式会社農協観光 個人情報管理統括責任者 専務取締役 佐藤 宏治
電話 03-6436-8201 E-mail info@ntour.co.jp
営業時間 : 平日 09:00 - 12:00/13:00 - 17:30 (土日・祝日・年末年始は除く)

(5)その他

当社の個人情報の取扱いに関するその他の事項については、当社ホームページの「プライバシーポリシー」(<http://ntour.jp/covenant/privacy.html>)をご確認ください。

26. 通信契約

(1)当社は、当社らが提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます)のカード会員(以下「会員」といいます)より所定の伝票への「会員の署名なくして旅行代金や取消費等の支払いを受けることを条件に「電話、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段による旅行のお申込み」を受けることがあります(以上を「通信契約」といいます。なお、受託旅行者により当該取扱ができない場合や取扱できるカードの種類に制約がある場合があります)。

(2)通信契約による旅行条件は、通常の旅行条件とは以下の点で異なります。

- ①「カード利用日」とは会員および当社が契約に基づく旅行代金等の支払いまたは払戻債務を履行すべき日をいいます。
- ②通信契約のお申込みに際し、会員は募集型企画旅行の名称、出発日に加えて、カード名、会員番号、カード有効期限を当社に通知していただきます。
- ③通信契約は、当社らが通信契約の締結を承諾する旨の通知がお客様に到達したときに成立するものとします。
- ④通信契約を締結したお客さまに払い戻すべき金額が生じたときは、当社らは、提携会社のカード会員規約に従って払い戻しいたします。
- ⑤通信契約を締結したお客さまの有するクレジットカードが無効になる等、お客さまが旅行代金等に係る債務の一部または全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できないときは、当社らは通信契約を解除し、第15項の取消料と同額の違約料を申し受けます。

27. ご注意

- (1)お客さまのご都合による便変更、延泊等の旅程変更および未使用分の払い戻しはできません。当社の責に帰すべき事由によらず航空便にお乗り遅れの場合は別途、航空券のご購入が必要となり、航空券引換証の払い戻しもできません。
- (2)天候等不可抗力により航空機・バス等運送機関のサービスが中止または遅延となり、行程の変更や日程の変更が生じた場合の宿泊費・交通費・航空券代等はお客さまのご負担となります。
- ◎当社はいかなる場合でも旅行の再実施はいたしません。

28. 募集型企画旅行契約約款について

この条件に定めのない事項は当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。当社旅行業約款をご希望の方は、当社にご請求ください。

当社旅行業約款は、当社ホームページ<http://www.ntour.jp>からもご覧になれます。

29. 旅行条件の基準

本旅行条件は、令和8年07月01日を基準として作成しております。

～国内旅行保険加入のすすめ～
お客様が国内旅行行程中に、急激かつ偶然な外来の事故でけがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への賠償金請求や賠償金回収が困難な場合があります。これらの移送費、また、死亡・後遺障害等を補償する国内旅行保険にお客様ご自身でご加入されることをお勧めします。国内旅行保険については、弊社係員にお問い合わせください。

旅館・ホテル等において、お客様が酒類・料理・その他のサービス等を追加された場合は、原則として消費税等が別途課せられます。
--

旅行企画・実施
観光庁長官登録旅行業 939 号 株式会社農協観光新潟エリアー TEL025-232-7778 FAX025-232-7775 〒950-1101 新潟県新潟市西区山田 23101-5 総合旅行業務取扱管理者 荻 耕一・堀川 洋樹

お問い合わせ・お申込みは
株式会社 JTB ビジネス トランスフォー ム 東日本ビジネスサポート 第 1 チーム 「第 2 8 回全国農業担い手サミット in にいがた サポートデスク」 係 〒170-0013 東京都豊島区東池袋 3-23-14 ダイハツ・ニッセイ池袋ビル 6 階 TEL : 050-1740-3243 E-mail : ninaite2026@jbx.jtb.jp 受付時間：平日 10：00～17：00 (土日祝日は休業) 東京都知事登録旅行業第 3-7539 号 総合旅行業務取扱管理者：勝見 優一

旅行業務取扱管理者とは、お客さまの旅行を取り扱う店舗での取引の責任者です。このご旅行の契約に関し、担当者からの説明にご不明な点がございましたら遠慮なく旅行業務取扱管理者にご質問ください。

(2025.10.01版)